

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年11月21日（平成29年（行情）諮問第449号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行情）答申第444号）

事件名：行政手続法36条の3に基づく特定の申出に係る調査報告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「当方申出の特定年月日付行政手続法第36条の3に基づく、詳細な調査報告書と行政処分等審査に係る稟議書（結果報告書）の写し」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月26日付け金監第1933号により金融庁長官（以下「金融庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分を取り消し、請求した行政文書の全部開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（意見書及び資料については省略）。

国民の権利利益を救済し、行政庁の適正な運営を図るための行政不服審査法の大改正と、行政手続法36条の3（処分等の求め）により、法令等の違反事例等を指摘し、申出者の被害、不利益の是正、又は他者への不利益な行政処分もいとわないとした、一国民からの申出制度・体制が構築されたはずです。

その上で、一国民としての申出者と、求める処分先の不利益等への配慮も、対等・公平に、公正な取扱いを求め、また、行政運営上の透明化と適正、公正な審査を受けたく、4条の解釈等により、金融庁長官（行政不服審査法所管局長、課長）様に対して、「審査請求」といたします。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、平成29年7月6日付け（同月7日受付）で、処分庁に対して行った行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法9条2項に基づき、同月26日付け金監第1933号で行政文書不開示決定（原処分）をしたところ、これに対し審査請求があったが、

以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、「当方申出の平成29年1月27日付行政手続法第36条の3に基づく、詳細な調査報告書と行政処分等審査に係る稟議書（結果報告書）の写し」（本件対象文書）である。

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件開示請求を「請求者が特定の金融機関に関して申し出た事項に関する調査報告書及び行政処分等審査にかかる稟議書の写しについて開示を求めるもの」と理解した上で、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条2号イ及び6号イに該当する不開示情報を開示することになるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示とする旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記のとおり決定した理由は次のとおりである。

ア 当該文書の存否を公にすることにより、特定の金融機関における内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、金融機関及び取引先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は法5条2号イの不開示情報に該当する。

イ なお、上記の金融機関に対する申出に基づく調査等は、公表しないことを前提として、当該金融機関における個別の業務に係る対応状況を確認しているため、公になると、今後、報告内容が公表されることを憂慮し、金融機関の対応が非協力的ないし消極的になり、その結果監督上必要となる情報を取得することが困難になるなど、監督行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、当該情報は法5条6号イの不開示情報にも該当する。

ウ したがって、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求については、法8条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにせず不開示とする。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求について

本件開示請求に係る行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に上記1のとおり記載されていること、本件開示請求の主体は特定個人及び当該個人が代表取締役を務める特定法人であることなどを踏まえると、本件開示請求は、「開示請求者たる特定個人及び当該個人が代表取締役を務める特定法人が特定日付けで提出したとされる行政手続法36条の3に基づく処分等の求め（以下「処分等の求め」という。）に関し、詳細な調査報告書と行政処分等審査に係る稟議書（結果報告

書)の写し」を求めるものと解される。

(2) 本件対象文書の存否応答拒否について

上記(1)のような開示請求において、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人又は法人が金融庁に対して処分等の求めを行い、これに基づき金融庁が調査を行った事実の有無(以下、第3において「本件存否情報」という。)を明らかにするものと認められる。

以下、本件存否情報の不開示事由該当性を検討する。

ア 法5条1号該当性

特定の個人が処分等の求めを行ったという事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。そして、当該情報の有無については、これを広く一般に公にする法令ないし慣行はなく、そのような性質を有するものとも考えられないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。したがって、本件存否情報は、同号本文前段の不開示情報に該当する。

イ 法5条2号イ該当性

(ア) 上記のとおり、本件存否情報は、特定の個人又は法人が処分等の求めを行い、これに基づき金融庁が調査を行った事実の有無であるところ、仮に当該個人又は法人と金融機関等(保険代理店のような事業を営む個人を含む。以下同じ。)とのトラブル等に関する情報があり、そのことを開示請求者が何らかの方法で知った場合に、開示請求者が本件存否情報を認識すれば、当該個人又は法人が行った処分等の求めの対象者は当該金融機関等ではないかとの憶測を招き、ひいては、①調査の結果、処分等を講じる必要性がなかった場合や、②そもそも処分等の求めの対象とされていなかった場合にまで、当該金融機関等の内部管理態勢や業務運営上の問題点について誤解や憶測を招くこととなりかねない。

そして、通信機器等が高度に発達し広く社会に普及した現代においては、そのような憶測が開示請求人のような一定範囲の者から世間一般に広く拡散して、風評被害により社会的地位を低下させるなど、当該金融機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) また、特定の法人が処分等の求めを行ったという事実の有無も、法人に関する情報であって、これを明らかにすれば、処分等の求めに係る申立事実に関連して、当該法人の事業活動に何らかの影響が及んでいることを示唆することになり、当該法人の取引先等から当該法人の財産的基盤や事業継続性などに憶測を招き、契約締結の交渉過程等で支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがある。

(ウ)したがって、本件存否情報は、法5条2号イの不開示情報に該当する。

#### ウ 法5条6号柱書き該当性

特定の個人又は法人が金融庁に対して処分等の求めを行い、これに基づき金融庁が特定の金融機関に対する調査を行った事実の有無が明らかになると、被申立者から不利益な取扱いや不当な圧力が及ぶことなどを恐れて、今後、処分等の求めを行うことを躊躇する者が現れる等、処分等の求めという制度を通じた効率的な端緒情報の収集や事実確認が困難となるなど、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これに加えて、処分等の求めによる金融機関等に対する調査等は、当該調査の有無について公表しないことを前提として当該金融機関等における個別の業務に係る対応状況を確認しているところ、本件存否情報が明らかにされると、その内容を公表されることを憂慮し、これに基づく調査に対して非協力的又は消極的になり、その結果監督上必要となる情報を取得することが困難になるなど、監督行政の適正な遂行に支障が生じるおそれもある。

したがって、本件存否情報は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

エ なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、仮に本件存否情報が審査請求人本人に係る情報であったとしても、上記判断を左右するものではない。

オ 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条1号、2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

#### 4 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |               |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年11月21日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月25日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 平成30年1月17日  | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の全部開示を求め、諮問庁は、不開示事由に法5条1号を追加するとともに、法の適用条項のうち同条6号イを同号柱書きに変更した上で、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

## 2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、「当方申出の特定年月日付行政手続法第36条の3に基づく、詳細な調査報告書と行政処分等審査に係る稟議書（結果報告書）の写し」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

ここで、本件開示請求書における開示請求者の「氏名又は名称」欄には、特定個人名並びに当該特定個人が代表取締役を務める特定法人名及び代表取締役としての当該特定個人名が並記され、それぞれに押印がされていることからすれば、本件対象文書にいう「当方申出」の「当方」とは、当該特定個人と、当該特定法人の双方を指すものと解するのが自然である。実際、諮問庁から、本件開示請求の前提とされている、「当方申出」による特定年月日付けの行政手続法36条の3に係る申請書の写しの提示を受けて確認したところ、当該申請書においても同様の記載及び押印がされていることが認められる。なお、審査請求書及び審査請求人から当審査会に提出された意見書においても、同様の記載及び押印がされている。

このように、本件開示請求書に記載された「当方申出」の「当方」には、上記特定法人のみならず、上記特定個人も含まれると解されるのであるから、本件対象文書の存否を答えることは、当該特定個人が処分等の求めを行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、かつ、同号ただし書イの法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開

示情報を開示することとなるため、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

(4) なお、行政文書開示請求制度は、請求の目的いかんを問わず何人に対しても等しく開示をするものであり、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるから、審査請求人が上記(1)の申請を行った者であったとしても、そのような事情は、開示・不開示の判断を左右するものではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イ及び6号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が、当該情報は同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条1号に該当すると認められるので、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子